五三字猿谷
二三番
三〇番から四七番まで
五二番から六〇番まで
六一番一及び六一番二
六二番から七三番まで
五九番地先国有地
五四字柳原
一二番
一五番
二三番及び二四番
四二番から七四番まで
九〇番
四六番地先国有地
五六番地先国有地
大畑町
九四字柳原
一番一及び一番二
二番から一四番まで
一七番及び一八番
六番地先国有地
一番から三番まで
宮地町
九六字柳原
一番から一二番まで
一三番一及び一三番二
一四番から一六番まで
二一番
二三番一
九七字大谷
一番及び二番
三番一及び三番二
四番一及び四番二
五番及び六番
九番
次郎丸町
四三字柳原　一番及び二番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の花野谷川の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
福井県福井市花野谷町
五〇字大谷　八番　一号
二番二　二号
二八番　三号
三一番　四号
二(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
滝谷川
(一)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福井県福井市
境寺町
一字滝ケ谷下　四番二　一号
六番　十六号
五番　十七号及び十八号
二七字滝ケ谷　三一番　十号及び十一号
三三番一　十二号から十五号まで
品ケ瀬町
二五字片山　七一番　三号
七二番　四号及び五号
七五番　六号及び七号
一〇三番　八号
一〇四番　九号
一五八番　二号
二(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
破風川及び破風川支川
(一)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地（昭和四十一年建設省告示第三千百二十一号で指定した破風川の土地の区域を除く。）
福井県三方上中郡若狭町田井
一五〇号天原日　一番から五番まで
六番一及び六番二
七番から一六番まで
一五一号中ノ谷　一番から五番まで
一五二号滝ノ谷　二番から二〇番まで
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
戸ノ谷川
(一)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
福井県大飯郡高浜町上車持
六字五力　一八番
一四字戸ノ谷　一番一及び一番二
一四番から二一番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
福井県大飯郡高浜町上車持
六字五力　一八番　一号
一四字戸ノ谷　一番一及び一番二
一四番から二一番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
福井県大飯郡高浜町上車持
六字五力　一八番　一号
一四字戸ノ谷　一番一及び一番二　二号及び三号
一三番　四号から十三号まで
二番　十四号及び十五号
四番　十六号

○国土交通省告示第七百九十二号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年七月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＨＧ	141256	ＳＨＩＮ　ＮＩＣ　ＨＩＨＯ	平成22. 6. 8
７ＪＨＩ	141263	ＴＡＫＡＳＵＺＵ	22. 6. 8
７ＪＨＫ	141269	ＣＡＰＥ　ＴＳＵ　ＢＡＫＩ	22. 6. 14
７ＪＨＭ	141284	ＯＲＩＯＮ　ＴＲ　ＡＤＥＲ	22. 6. 15
ＪＤ3022	141186	第四十三榊栄丸	22. 6. 10
ＪＤ3059	141233	興徳	22. 6. 29
ＪＤ3068	141246	第七勝漁丸	22. 6. 2
ＪＤ3069	141248	ブルードルフィン	22. 6. 22
ＪＤ3072	141253	いつくしま	22. 6. 25
ＪＤ3075	141260	瑞鳳丸	22. 6. 16
ＪＤ3076	141261	鶴雄丸	22. 6. 28
ＪＤ3077	141264	第五豊晃丸	22. 6. 18
ＪＤ3079	141266	たまりき丸	22. 6. 18
ＪＤ3080	141267	みやらびⅡ	22. 6. 22
ＪＤ3091	141287	金寿丸	22. 6. 15
ＪＤ3093	141289	日昌丸	22. 6. 14

○国土交通省告示第七百九十三号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年七月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＪＳＶ	126742	琴若丸	平成22. 6. 14
ＪＦＸＫ	130713	第八大功丸	22. 6. 10
ＪＭＩＤ	132707	青海丸	22. 6. 3
ＪＰＶＺ	132049	房総丸	22. 6. 17
ＪＤ2186	83344	第三栄光丸	22. 6. 4
ＪＤ2607	127128	第五十一恵久丸	22. 6. 10
ＪＧ2792	107334	第五かしま丸	22. 6. 17
ＪＧ2804	107359	第二広尾丸	22. 6. 9
ＪＧ4074	121792	第三君津丸	22. 6. 10
ＪＧ4421	128110	てるぎく	22. 6. 22
ＪＧ5139	133793	たまびし丸	22. 6. 17
ＪＧ5335	134999	昭瑞丸	22. 6. 10
ＪＨ3118	130013	しらなみ	22. 6. 1
ＪＨ3207	130108	康恵丸	22. 6. 7
ＪＨ3314	133221	第八日昌丸	22. 6. 10
ＪＩ3629	135929	彦陽丸	22. 6. 9
ＪＪ2964	115986	チタシオ丸	22. 6. 10
ＪＪ3650	129232	いづみ丸	22. 6. 28
ＪＪ3994	134256	第八豊栄丸	22. 6. 4
ＪＫ4486	127294	東明丸	22. 6. 18
ＪＫ4703	129525	東昭丸	22. 6. 28
ＪＫ5025	131759	さくら丸	22. 6. 2
ＪＫ5414	134712	かめりあ２	22. 6. 11
ＪＫ5542	135260	３かめりあ	22. 6. 17
ＪＬ5290	129014	文祥丸	22. 6. 29
ＪＬ5636	129906	うらら丸	22. 6. 7
ＪＬ5902	130655	第八如月丸	22. 6. 28
ＪＬ6288	134863	栄興丸	22. 6. 2
ＪＭ4556	122872	陸前丸	22. 6. 15
ＪＭ5264	127021	第七十二悠久丸	22. 6. 10
ＪＭ6074	132678	第五十一幸栄丸	22. 6. 21
ＪＭ6166	132747	福元丸	22. 6. 29
ＪＭ6193	133467	第二十八龍洋丸	22. 6. 17
ＪＭ6370	133657	天孝	22. 6. 21

○国土交通省告示第七百九十四号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十二年七月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

証書番号	船舶番号	船名	証書の日付
2783	127361	大福丸	平成6. 6. 8
26728	135190	道灌	9.10.24
6521	131684	敬和丸	12. 2. 8
A06171142	140349	海宝	18.12.25
A08161035	134285	おおとり	20. 9.10
A0818109	129525	東昭丸	20. 8. 1